

工事名称：株式会社 いるま茶業 製茶工場改修工事

計画概要及び見積要項

2026年4月1日

工事主 株式会社いるま茶業

A:計画概要

1. 工事名称 株式会社いるま茶業 製茶工場改修工事
2. 工事主 埼玉県入間市中神791番地
株式会社 いるま茶業 代表取締役 浅見利明
3. 工事場所 埼玉県入間市中神791番地
4. 設備工事概要
 - (1)煎茶ライン(既存のラインの組替え、一部新規機械設備導入)
120k×2ライン → 120k×1.5ライン
碾茶ライン(新設) 500k×1ライン
 - (2)機械搬入・移設据付工事
 - (3)上記に伴う電気設備、ガス設備工事、管理室解体工事等の付帯工事
(すべて交付金対象とする)

5. 令和7年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業交付金
本計画は令和7年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業交付金の対象となっている。

B:見積要項

1. 見積工事範囲
仕様書に示された範囲とする。
尚、質疑回答、追加指示書にて示されたものもこれに含まれる。
2. 想定工期 着工 2026年 11月 1日
竣工 2027年 3月12日
本計画は新基本計画実装・農業構造転換支援事業交付金対象事業となっている為、2027年3月12日までの竣工が求められる。
3. 契約 新碾茶ライン導入及び既存煎茶ライン再編工事 一式契約
4. 入札予定価格 公表しない
5. 支払条件
原則 事業完了後の一括払いとする。
ただしその他の支払い方法を希望する場合は別途協議する。

6. 現場説明会

2026年4月6日(月) 13時～

提示資料配布 下記の提示資料は希望があればメールにて送付も可。

提示資料①計画概要及び見積要項(本資料)

- ②仕様書
- ③現工場図 PDFデータ
- ④質疑応答書書式
- ⑤入札書

7. 質疑応答

現場説明会時、および書面データ。後日の口頭、電話に依る質問は受け付けない。尚、書面データでの質疑応答書は指定の書式を使用するものとする。

質疑受付締切：2026年4月10日(金) 13時まで

質疑提出方法

- ① 指定書式エクセルデータを締切日時までに提出先にメール送付する
- ② 質疑が無い場合には、質疑応答書に「質疑無し」と記載して提出すること。

提出先 (株)いるま茶業 担当 浅見忠洋

メール asamiseitya.s@gmail.com

質疑回答日：2026年4月10日(金) 17時以降

質疑回答方法

- ① 質疑応答書の回答欄に記載した「質疑回答書」を、回答日に見積担当者へ送付するメール添付のPDFデータにて回答する。回答書は全ての回答を全社に送付することとするため、質問内容によっては重複する回答が出る可能性がある。
- ② 見積担当者は質疑回答書の添付されたメールを受信した際には、速やかに質疑応答書を開封しデータが開けるか確認をする。
- ③ 万一データが開けない等不備がある場合には、上記提出先に連絡し再交付を受けること。
- ④ 見積担当者からの特段の連絡が無い場合、質疑回答書は受領されたと判断する。

8. 追加指示

見積期間中に設計内容に変更が発生した場合には追加指示を出す場合がある。

追加指示方法: 見積担当者へ追加指示書をメール送付する事で指示を行う。

追加指示日程: 質疑回答日を予定

9. 入札(入札書提出)

提出日 : 2026年4月15日(水) 必着 郵送もしくは持参

提出先 : (株)いるま茶業 担当 浅見忠洋

埼玉県入間市中神791番地

提出書類 A 入札書 (税抜きの総額を明記したもの)

B 導入新機械明細

持参の場合も A,B を封筒に入れ、封をした状態で提出すること。

※入札保証金の納付は必要としない。

10. 追加提出資料

入札書提出に合わせて、下記資料を作成・提出する。

①工事工程表 1部(書式自由)

提出方法 入札書類と同様にメールにて送付する。

注記 ・工事工程表の内容は施工者選定に影響しない。2026年3月12日竣工の確認のためとする。

11. 工事施工者選定方式

発注者の設定した予定価格の範囲内で、提出した入札書の金額(消費税を含まない、税抜総額)が最も少ない入札者を落札者として選考する。

予定価格に達しない場合は最低入札者と協議し決定する。

ただし、入札書及び仕様書に基づく製茶機械類に著しい間違いや不足がある場合には、その限りでない。

12. 選定結果の連絡

落札者には選定された旨の、選外になった入札者には選定されなかった旨のメールを送付することで連絡する。

・連絡予定日程: 2026年4月16日(木) 午後

13. 諸手続等

諸官庁に対する諸手続は一切工事請負業者側にて行い、工事主はその責任を負わない。

14. 行政指導による変更対応

行政指導により、入札書提出以後に工事内容に変更が生じた場合には、別途協議の上費用精算を行うものとする。

以上。